－今号の目次－

* 「経済財政運営と改革の基本方針2021 ～日本の未来を拓く４つの原動力～」（骨太の方針2021）が閣議決定 １
* 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布 3
* 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について 4
* 2021（令和3）年度 教育・保育施設長専門講座

プログラム（1）申込受付中！ 5

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2021 ～日本の未来を拓く４つの原動力～」（骨太の方針2021）が閣議決定**

令和3年6月18日、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）が経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定されました。

「骨太の方針2021」は、新型コロナウイルス感染症の克服と成長を生み出す4つの原動力の推進を中心に、短期および中長期的な対応方針を示した内容となっています。

保育に関連する箇所として、「第2章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり」の「4．少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の記載内容を以下に抜粋します。

自民党が創設を求めていた「こども庁（仮称）」については、子どもの貧困、児童虐待など、子どもに関するさまざまな課題に総合的に対応する「行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」としています。

また、社会福祉法人に関連する箇所として、同じく第2章の「5．4つの原動力を支える基盤づくり」の記載内容についても、以下に抜粋します。

「骨太の方針2021」の内容については、内閣府のホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ ＞ 内閣府の政策 ＞ 経済財政政策 ＞ 経済財政諮問会議 ＞ 経済財政諮問会議の取りまとめ資料・政策の実施状況 ＞ 経済財政運営と改革の基本方針2021

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/decision0618.html>

|  |
| --- |
| （「骨太の方針2021」から、抜粋および下線 全国保育協議会事務局）  **第２章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉**  **４．少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現**  （略）子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。  その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。  **（１）結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現**  （略）「新子育て安心プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子供・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。  **（２）未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策**  子供の貧困、児童虐待、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の視点にたって、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、データ・統計の充実等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。  児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続きの確保、子供の権利擁護、家庭養育優先原則の徹底等について、検討に基づき必要な措置を講じる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。  子供の貧困の解消を目指し、こども食堂・こども宅食への支援、あらゆる場や機会に応じた食育の充実等を図る。  子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。  **５．４つの原動力を支える基盤づくり**  **（４）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等**  （略）非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。 |

**◆ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布**

令和3年5月28日、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が可決成立し、6月4日に公布されました。

本法では、児童生徒性暴力に該当する行為を定義し、児童生徒性暴力の禁止について定めるとともに、児童生徒性暴力の防止に関して、児童生徒暴力等を行ったことにより免許状が失効した者および免許状取上げの処分を受けた者（特定免許状失効者等）の氏名、免許状失効または取上げの事由、その原因となった事実等についてデータベースを整備すること等が定められています。

また、特定免許状失効者等は、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限って、再免許を授与することができるとされ、再免許を授与する場合には、都道府県教育委員会はあらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされました。

なお、同法の附帯決議において、「教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること」とされ、「骨太の方針2021」においても、本法に基づく取組を着実に進めるとともに、保育士における同様の対応を検討することが明記されています。

法公布後、6月7日に開催された自由民主党の「青少年健全育成推進調査会　青少年（幼児・児童・生徒）への性暴力防止プロジェクトチーム役員会」のヒアリングに、本会から奥村尚三会長が出席し、保育士等においても同様の仕組みが必要になるという認識とともに、保育現場における現状の取り組み等について発言を行い、出席議員と意見交換を行っています。

法の詳細は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204090204019.htm>

**◆ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）が支給されることになりました。

本給付金は、住民税非課税の子育て世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した子育て世帯を対象とし、児童一人あたり一律5万円が支給されます。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 子ども・子育て ＞ 子ども・子育て支援 ＞ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html>

**◆ 2021（令和3）年度 教育・保育施設長専門講座**

**プログラム（1）申込受付中！**

全国保育協議会では、施設長の資質向上を図るとともに、保育所・認知こども園等の地域に根ざした展開について学ぶため、「教育・保育施設長専門講座」を実施しています。

プログラム（１）は、収録した映像を動画で配信するかたちとなるため、聞き逃した箇所や何度も聞きたい箇所に戻って視聴できるほか、動画公開期間中は、何度でも見返すことができ、よりよい学びに資することができます。

6月30日申し込み締め切りとなっています。ぜひ、ご参加ください。

* 動画公開期間　　令和3年7月19日（月）～8月2日（月）
* 申込方法

・名鉄観光MICEセンター専用サイトよりお申し込みください。

令和3年6月30日（水）申込締切

受講申込URL　<https://www.mwt-mice.com/events/2021hksenmon>

* 受講料・定員

・会員30,000円／非会員35,000円

・定員300名

* プログラム内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| テーマ・講師 | 内容 | 配信時間 |
| 保育をめぐる国の動向【行政説明】  厚生労働省子ども家庭局保育課 | 保育をめぐる国の動向について学び、教育・保育施設長として求められる施策に対する知識を深める。 | 60分 |
| 教育・保育施設長のあり方  淑徳大学教授　柏女霊峰　氏 | 近年、幼児教育・保育の無償化や、児童福祉法改正等、保育にかかわるさまざまな制度の動きがみられている。教育・保育施設長には、このような制度の動向を常に把握し、対応していくことが求められる。  本講では、保育にかかわるさまざまな制度動向を理解するとともに、それを踏まえて、教育・保育施設長として、どのようなことを考えていく必要があるか、考察を深める。 | 90分 |
| 保育の理念と実践哲学  現代福祉マインド研究所  所長　網野武博　氏 | 教育・保育施設長をはじめとして、保育実践者は一人ひとりの子どもを、尊厳をもった人格主体ととらえ、「子どもの最善の利益」を考慮することが必要である。  本講では、日本における保育の理念をあらためて整理しながら、保育実践者に求められる保育観について考える。また、すべての子どもの個性と可能性を尊重することを通して、豊かな成長発達を保障する保育の理念、保育のあり方を探求する。 | 90分 |
| 教育・保育施設等における  保育の基本と実践  京都大学名誉教授　鯨岡峻　氏 | 教育・保育施設等は、子どもについて家庭と緊密な連携をはかりながら、その最善の利益を考慮しつつ、養護と教育を一体的に提供し、もって子どもの心身の健全な発達をはかり、その福祉をはかることを目的とする児童福祉施設である。  本講では、このような目的を達成するための保育者の動きを中心とした保育のあり方の基本について考える。 | 90分 |
| 子どもの権利・主体としての子ども  関西大学教授　山縣文治　氏 | 教育・保育施設等における保育は、子どもの育つ権利を保障するものである。児童の権利に関する条約や児童福祉法に掲げられている、権利に関する理念を実践に取り入れるため、教育・保育施設等においても工夫が求められる。また、施設内における子どもの人権侵害が報じられることもあり、教育・保育施設内で子どもの権利についての理解を深めることが重要である。  本講では、子どもの権利を保障する保育のあり方について考え、権利を侵害しないための体制づくり等について学ぶ。 | 90分 |
| 児童虐待への理解を深める  ～児童福祉法・児童虐待防止法の改正と体罰禁止～  くれたけ法律事務所  弁護士　磯谷文明　氏 | 2020（令和2）年4 月より、改正児童福祉法・児童虐待防止法が施行され、本改正では、親権者・児童福祉施設の長による体罰の禁止や、児童相談所の体制強化が明記された。あらためて教育・保育施設においても児童虐待対応のための知識を深めることが求められる。一方で、保育所等における不適切保育の事案も発生している。  本講では、体罰禁止をはじめ、教育・保育施設等で求められる児童虐待防止の対応方法を学ぶ。 | 90分 |

* 受講方法

・講義を録画した映像を動画で配信します（再生速度を選択できます）。

・インターネット上の動画を見ることができるパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば受講することができます。